

「日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等」に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方

（令和3年8月2日～令和3年8月31日意見募集）

No.	意見申出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	政令第11条、第32条第1項に、法律本体の略称として「憲法改正手続法」の語が出てきますが、今回の改正法附則第4条第1号において「国民投票法」という略称が定められましたので、こちらで統一すべきではないでしょうか。	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第76号）は、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成22年政令第135号）とは別の法令であるため、必ずしも用語を一致させる必要はなく、原案どおりとさせていただきます。	無

【意見提出者 1名】